

2025（令和7）年度

P T A 総 会 議 案 書

と き 令和7年5月8日（木）午後1時35分～

ところ 神奈川県立山北高等学校視聴覚室

神奈川県立山北高等学校 P T A

目 次

- P. 1 次第
- P. 2 令和6年度 PTA 活動報告
- P. 3 令和6年度 PTA 一般会計 決算書
- P. 4 令和6年度 周年記念事業 PTA 積立金 決算書
- P. 5～9 令和6年度 特別会計 決算書
進路指導費、図書費、環境防災整備費、教育振興費、教育活動援助費
- P. 10 PTA 組織図
- P. 11 令和7年度 PTA 活動計画（案）
- P. 12 令和7年度 PTA 一般会計 予算書（案）
- P. 13 令和7年度 周年記念事業 PTA 積立金 予算書（案）
- P. 14～18 令和7年度 特別会計 予算書（案）
進路指導費、図書費、環境防災整備費、教育振興費、教育活動援助費
- P. 19 令和7年度 PTA 本部役員、会計監査委員の候補について
- P. 20 令和6年度 PTA 役員及び会計監査委員
- P. 21 令和7年度 県 PTA 事業計画
- P. 22～34 PTA 規約
細則、個人情報保護への取組みについて、慶弔規定、個人情報保護規定、
個人情報保護施行細則
- P. 35 学校徴収金運営協議会運営要綱

資格確認

- 1 開会の言葉 副会長
- 2 会長挨拶 会長
- 3 学校長挨拶 学校長
- 4 議長選出 ()
- 5 議事
 - 1) 令和6年度活動報告 (6年度会長)【P 2】
 - 2) 令和6年度決算報告
 - ① 一般会計 (6年度会計)【P 3】
周年記念行事PTA積立金 (6年度会計)【P 4】
 - ② 特別会計 (各担当教員)【P 5~9】
進路指導費、図書費、環境防災整備費、教育振興費、
教育活動援助費
 - 3) 令和6年度会計監査報告 (6年度会計監査委員)
 - 4) 令和7年度活動計画案について (6年度副会長)【P11】
 - 5) 令和7年度予算案について
 - ① 一般会計 (6年度会計)【P12】
周年記念行事PTA積立金 (6年度会計)【P13】
 - ② 特別会計 (各担当教員)【P14 ~ 18】
進路指導費、図書費、環境防災整備費、教育振興費、
教育活動援助費
 - 6) 令和7年度役員・会計監査委員の改選について
 - ① 役員指名委員会報告 (6年度指名委員長)【P 19】
 - ② 新役員挨拶
- 6 議長解任
- 7 感謝状贈呈と退任役員代表挨拶【P 20】
- 8 令和7年度県PTA事業計画【P 21】
- 9 令和7年度常置委員の紹介 (7年度会長)
- 10 PTA規約【P 22 ~ 34】
- 11 神奈川県立山北高等学校学校徴収金運営協議会運営要綱 (副校長)【P 35】
- 12 閉会の言葉 7年度副会長

県立山北高等学校'2024(令和6)年度PTA活動報告

5月8日(木)PTA総会資料

	本部	ふれあい委員会	広報委員会	成人教育委員会	学年委員会	地区・県・関東・全国
4月	入学式(9) 新旧運営・常置委員会(13) 会計監査(24)	新旧運営・常置委員会(13)	新旧運営・常置委員会(13)	新旧運営・常置委員会(13)	新旧運営・常置委員会(13)	
5月	PTA総会(9) 交通安全活動協力(13) 運営委員会(11) 学校徴収金運営協議会(11) 第1回県西地区理事会(25) 陸上競技大会サポート(30)	PTA総会(9) 運営委員会(11) ☆交通安全活動(13) ☆陸上競技大会取材(30)	PTA総会(9) 運営委員会(11) ☆交通安全活動(13)	PTA総会(9) 運営委員会(11) ☆交通安全活動(13)	PTA総会(9) 運営委員会(11) 学校徴収金運営協議会(11)	第1回県西地区理事会(25)
6月	運営委員会(1) 県高P連絡会、会長研修会(15)	運営委員会(1)	運営委員会(1)	運営委員会(1)	運営委員会(1)	県高P連絡会構成員、会長研修会(15)
7月	関東大会千葉(23, 24) ふれあい美化活動(12) 臨時運営委員会(27) 高P運営大会平塚(28)	☆ふれあい美化活動(12) 臨時運営委員会(27) 会報誌配付作業() 会報誌139号発行(12) 臨時運営委員会(27)	☆ふれあい美化活動(12) 臨時運営委員会(27)	☆ふれあい美化活動(12) 臨時運営委員会(27)	☆ふれあい美化活動(12) 臨時運営委員会(27)	関東大会千葉(23, 24) 高P運営大会平塚(28) 交通安全大会要項配付
8月	運営委員会(31)	委員会(25) 運営委員会(31)	運営委員会(31)	運営委員会(31)	運営委員会(31)	全国大会茨木(23, 24)
9月	山高祭事前準備(5) 山高祭参加(6, 7)	山高祭参加(6, 7)	山高祭取材(6, 7)	山高祭参加(6, 7)	山高祭参加(6, 7)	県西地区大会要項配付
10月	運営委員会(5) 会計監査(30) 高P運営西地区大会(5)	運営委員会(5) 高P運営西地区大会(5)	運営委員会(5) 高P運営西地区大会(5)	運営委員会(5) 高P運営西地区大会(5) 社会見学(24) 交通安全大会報告書作成 PTA交通安全委員会(11)	運営委員会(5) 高P運営西地区大会(5)	高P運営西地区大会(5)
11月	運営委員会(16) 指名委員会(16)	運営委員会(16) 指名委員会(16)	運営委員会(16) 指名委員会(16)	運営委員会(16) 指名委員会(16) 県西地区交通安全大会(14)	運営委員会(16) 指名委員会(16)	県西地区交通安全大会(14)
12月	高P運営大会寒川(21) ライプ・イン・山北カレールづくり協力(15)	☆ライプ・イン・山北カレールづくり協力(15)	会報誌140号発行(20) 広報誌配付作業() ライプ・イン・山北カレールづくり取材(15) ☆球技大会取材(19, 20)		☆ライプ・イン・山北カレールづくり(15)	高P運営大会寒川(21)
1月	運営委員会(18) 指名委員会(18)	運営委員会(18) 指名委員会(18)	運営委員会(18) 指名委員会(18)	運営委員会(18) 指名委員会(18)	運営委員会(16) 指名委員会(16)	
2月	会計監査(19) マラソン大会豚汁作り協力(3) 学校徴収金運営協議会(22)	☆マラソン大会豚汁作り(3)	☆マラソン大会取材(3) 広報誌配付作業(22) 会報誌141号発行(28) 委員会(28)	☆マラソン大会員回り協力(3)	☆マラソン大会豚汁作り協力(3) 学校徴収金運営協議会(22)	
3月	卒業式コサージュ付け(3) 卒業式列席(3) 運営委員会(8) 指名委員会(8) 第2回県西地区理事会(8) 合格者オリエンテーション(17)	卒業式コサージュ付け(3) ★3学年 運営委員会(8) 指名委員会(8) ☆合格者オリエンテーション(17)	卒業式コサージュ付け(3) ★3学年 運営委員会(8) 指名委員会(8) ☆合格者オリエンテーション(17)	卒業式コサージュ付け(3) ★3学年 運営委員会(8) 指名委員会(8) ☆合格者オリエンテーション(17)	卒業式コサージュ付け(3) ★3学年 運営委員会(8) 指名委員会(8) ☆合格者オリエンテーション(17)	第2回県西地区理事会(8)
		☆3 (3行事×3名=9名)	☆10(10行事×2名=20名)	☆3 (3行事×3名=9名)	☆3 (3行事×3名=9名)	

令和6年度 P T A一般会計 決算書

1 収入の部

項 目	予算額 (円)	決算額(円)	差 額 (円)	備 考
前年度繰越金	395,885	395,885	0	
預 金 利 息	9	657	648	
入 会 金	588,000	591,000	3,000	3000円×197人
会 費	1,800,000	1,743,750	△ 56,250	
収入合計	2,783,894	2,731,292	52,602	

2 支出の部

項 目	予算額 (円)	決算額(円)	差 額 (円)	備 考
運 営 費	790,000	618,619	171,381	
内訳				
会議費	30,000	900	29,100	本部委員会会場費
総務費	350,000	402,244	△ 52,244	慶弔費、事務用品費等、会議費
高P連関係費	150,000	155,120	△ 5,120	高P加盟分担金、大会参加費
関東・全国大会関係費	260,000	60,355	199,645	大会参加費、旅費
活 動 費	1,255,000	1,383,510	△ 128,510	
内訳				
成人教育委員会費	160,000	199,496	△ 39,496	PTA社会見学補助、教育フォーラム
広報委員会費	850,000	888,990	△ 38,990	PTA広報誌印刷代等、カメラ
ふれあい委員会費	180,000	215,934	△ 35,934	マラソン大会豚汁、玄関前花鉢、ステージ上鉢植え
学年委員会費	65,000	79,090	△ 14,090	卒業生コサージュ、コードリール
地区大会発表等経費	0	0	0	
保 険 費	80,000	72,340	7,660	PTA活動保険費
委 員 会 交 通 費	350,000	296,806	53,194	PTA活動 旅費
目指せ山高！応援基金	40,000	40,000	0	
積 立 金	100,000	100,000	0	周年記念事業積立金
予 備 費	168,894	24,000	144,894	
支出合計	2,783,894	2,535,275	248,619	

次年度繰越金	196,017	(収入決算額－支出決算額)
--------	---------	---------------

上記のとおり報告いたします。

令和7年3月31日



会計

村山

恵子



監査の結果、適正に処理されていました。

令和7年4月23日

会計監査

豊田 希



会計監査

進 美早紀



会計監査

細田 麗



令和6年度 決算書

周年記念事業PTA積立金 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (A-B)	備 考
前年度繰越	207,070	207,070	0	
預金利息	0	157	157	
一般会計より	100,000	100,000	0	
収入合計	307,070	307,227	157	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (A-B)	備 考
周年記念事業費	0	0	0	
支出合計	0	0	0	

次年度繰越金

307,227

(収入決算額－支出決算額)



上記のとおり報告します。
令和7年 5月 3日

会 計 村山 恵子 (村山 恵子)

監査の結果、適正に処理されていました。
令和7年 4月 23日

会計監査

豊田 希 (豊田 希)

会計監査

進 美早紀 (進 美早紀)

会計監査

細田 慶 (細田 慶)

令和 7年3月31日

令和 6 年度 決算書

進路指導費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
前年度繰越	7,608	7,608	0	
進路指導費	669,600	663,500	6,100	
雑収入	2	119	(117)	
収 入 合 計	677,210	671,227	5,983	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
図書資料費	480,000	435,699	44,301	
調査費	10,000	2,655	7,345	
事務費	55,000	45,210	9,790	
整備費	102,000	177,416	△ 75,416	
予備費	30,210	0	30,210	
支 出 合 計	677,210	660,980	16,230	

次年度繰越金

10,247

(収入決算額－支出決算額)

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

会 計

橋本 絵里香



令和7年 4月 17日

校長	副校長	教頭	事務長

令和7年 4月 23日

会計監査

細田 麗麗



会計監査

豊田 希



会計監査

進美早紀



令和6年度決算書

図書費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
前年度繰越	158,217	158,217	0	
受取利息	6	401	△ 395	
会費	1,339,200	1,327,000	12,200	*退学等による返金 14名計 ¥ 12,200
収 入 合 計	1,497,423	1,485,618	11,805	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
図書購入費	1,487,000	1,374,619	112,381	雑誌代 ¥258,852 書籍代 ¥1,115,767
事務用品費	10,000	2,028	7,972	*展示や掲示物作成等で 急を要する場合のみ、 図書費-事務用品費より 支出。
予備費	423	0	423	
支 出 合 計	1,497,423	1,376,647	120,776	

次年度繰越金 108,971

次年度繰越金=収入合計-支出合計
 $108,971 = 1,485,618 - 1,376,647$

校長



副校長



教頭



事務長



上記のとおり報告します。
 令和7年3月31日

会計

佐々木 綾

監査の結果、適正に処理されていました。

7 年 4 月 23 日

会計監査

進 美 早 紀



会計監査

細 田 麗 麗



会計監査

豊 田 希



- (注) 1 予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載する。
 2 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
 3 予備費を他の経費に充当使用した場合は、その旨備考欄に記載する。

令和6年度決算書

環境防災整備費 会計

1 収入の部 (単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
前年度繰越金	328,802 円	328,802 円	0 円	
預金利息	17	909	△ 892	
会費	2,008,800	1,989,000	19,800	退学者への返金含む (18,300円)
収 入 合 計	2,337,619	2,318,711	18,908	

2 支出の部 (単位 円)

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
非常食備蓄経費	600,000 円	711,388 円	△ 111,388 円	
防災関係用品費	250,000	20,504	229,496	
環境整備費	400,000	443,445	△ 43,445	
防災訓練関係費	0	0	0	
扇風機清掃作業費	90,000	79,750	10,250	
教室整備費	550,000	539,036	10,964	カーテンクリーニング等
予備費	447,619	178,705	268,914	
支 出 合 計	2,337,619	1,972,828	364,791	

次年度繰越金	345,883
--------	---------

上記のとおり報告します。
令和 7年 3月 31日

会計

荻野 敦



校長 印	副校長 印	教頭 印	事務長 印
---------	----------	---------	----------

監査の結果、適正に処理されていました。

令和 7年 4月 23日

会計監査

細田 麗



会計監査

豊田 希



会計監査

進美早紀



- (注) 1 予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載する。
2 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
3 予備費を他の経費に充当使用した場合は、その旨備考欄に記載する。

令和6年度 決算書

教育振興費 会計

1 収入の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
前年度繰越	417,082	417,082	0	
会費	3,348,000	3,311,500	36,500	
雑収入	18	1,295	△ 1,277	利息
収入合計	3,765,100	3,729,877	35,223	

2 支出の部

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)	備考
総務費	60,000	33,550	26,450	各種分担金、加盟金等
学校運営補助費	740,000	540,232	199,768	物品購入等
教育活動費	260,000	229,095	30,905	行事関係費等
教科指導費	1,350,000	1,102,668	247,332	教科指導用教材等
学校整備補助費	400,000	213,517	186,483	グラウンド整備関係費
生徒活動援助費	300,000	300,000	0	生徒会へ
地域連携関係費	390,000	348,418	41,582	探究及び連携行事費 *1
予備費	265,100	27,428	237,672	*2
支出合計	3,765,100	2,794,908	970,192	

* 1 : 他助成金等を活用したため

* 2 : 修学旅行費戻入のため

次年度繰越金	934,969 (収入決算額 - 支出決算額)
--------	-------------------------

上記のとおり報告します。

令和 7年 3月 31日

会 計

中澤 聡



令和 7年 4月 17日

校長



副校長



教頭



事務長



監査の結果、適正に処理されていました。

令和 7年 4月 23日

会計監査

准美早紀



会計監査

細田 麗麗



会計監査

豊田 希



令和6年度 決算書

教育活動援助費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備 考
前年度繰越	869,394	869,394	0	
会費	1,646,800	1,647,800	△ 1,000	3,600×196(1年) 2,600×362(2.3年)
雑収入	0	12,669	△ 12,669	決算利息・遠征派遣費戻入
返金	0	△ 17,634	17,634	転退学者への返金
収 入 合 計	2,516,194	2,512,229	3,965	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A-B)	備 考
遠征等派遣費	1,800,000	1,770,830	29,170	関東大会出場 (男ソフトテニス男子バレーボール部)
整備費	300,000	243,660	56,340	部活動掲示ボード・長縄飛び縄・はちまき
生徒活動援助費	300,000	0	300,000	
基金	80,000	80,000	0	山高応援基金
予備費	36,194	0	36,194	
支 出 合 計	2,516,194	2,094,490	421,704	

次年度繰越金	417,739
--------	---------

(収入決算額－支出決算額)

上記のとおり報告します。

令和 7 年 3 月 31 日 会 計 後 藤 靖



校 長



副校長



教頭



事務長



会計監査の結果、適正に処理されていました。

令和 7 年 4 月 23 日

会計監査

豊田 希



会計監査

組田 麗麗

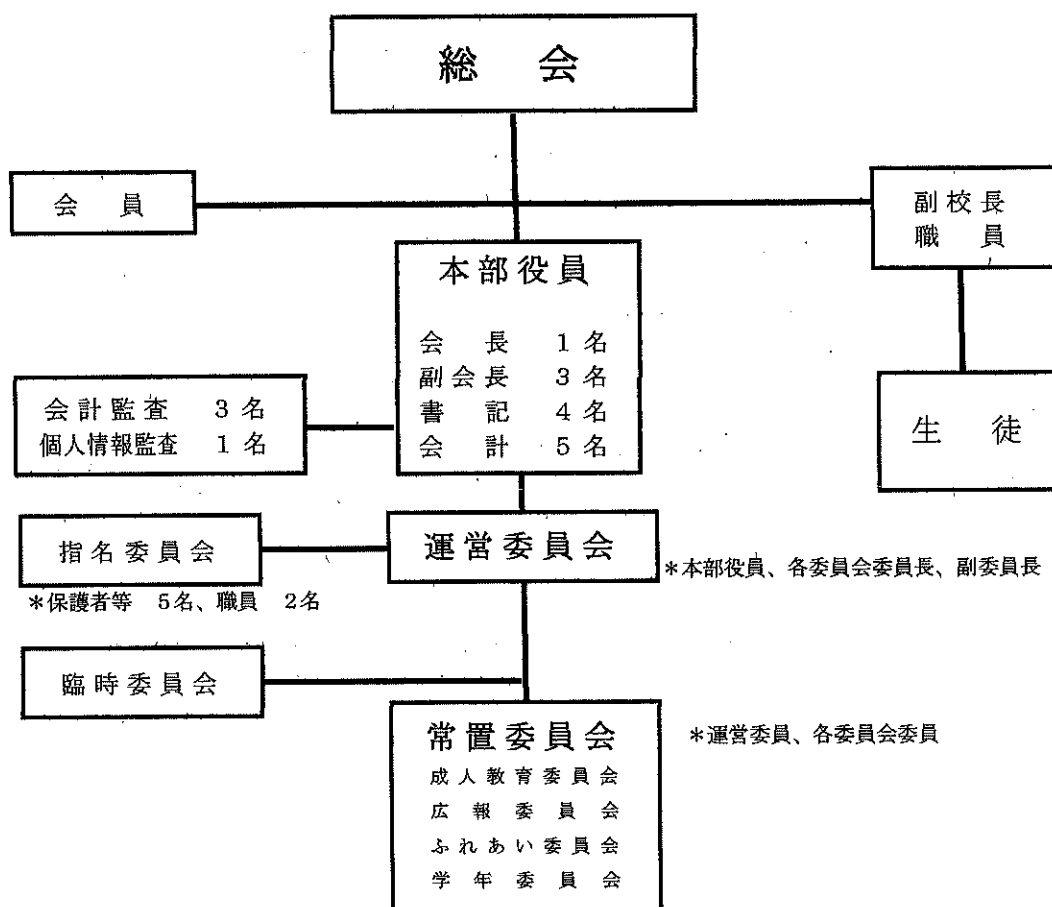


会計監査

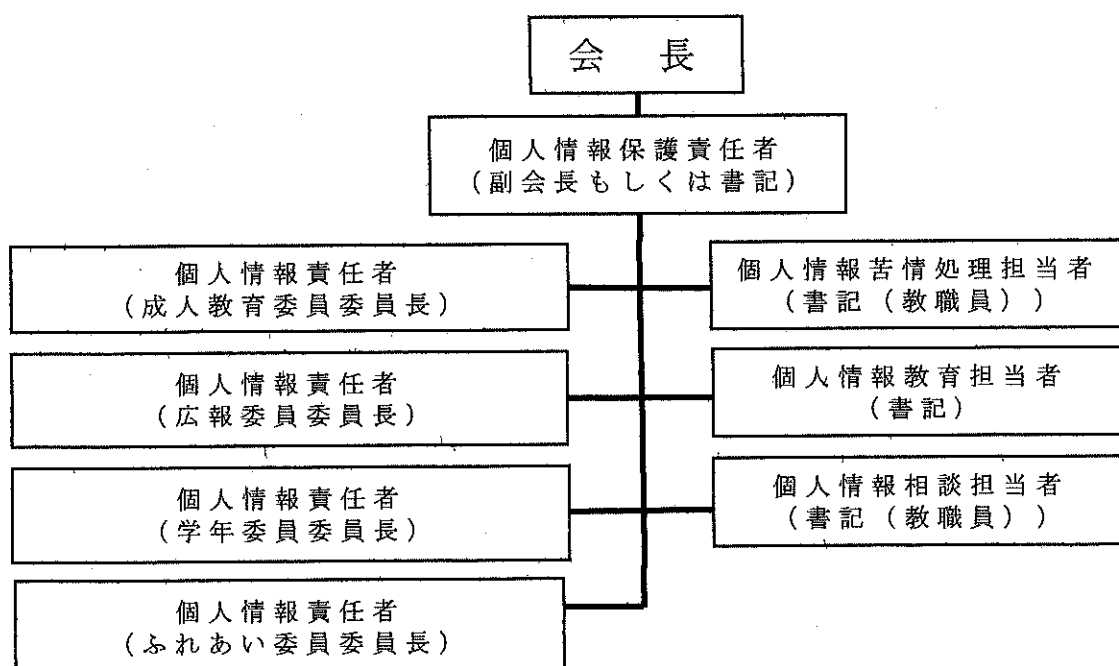
進美早紀



神奈川県立山北高等学校 P T A 組織図



個人情報保護関係組織図



5月8日(木)PTA総会資料

原山北高等学校 2023(令和5)年度PTA活動計画案		ふれあい委員会	広報委員会	成人教育委員会	学年委員会	地区・県・関東・全国
4月	入学式臨席・入会届受付(8) 新旧運営・常置委員会(12) 会計監査(23)	新旧運営・常置委員会(12)	新旧運営・常置委員会(12)	新旧運営・常置委員会(12)	学年委員会	地区・県・関東・全国
5月	PTA総会(8) 交通安全指導協力(19) 運営委員会(10) 学校徴収金運営協議会(10) 第1回県西地区理事会(24)	PTA総会(8) 運営委員会(10) ☆通学路見守り取材(19)	PTA総会(8) 運営委員会(10) ☆交通安全活動(19)	PTA総会(8) 運営委員会(10) 学校徴収金運営協議会(10)	第1回県西地区理事会(24)	
6月	運営委員会(7) 県高P連総会、会長研修会(7) 酒匂川クリーンキャンペーン(1)	☆陸上競技大会取材(2) ☆陸大予備日(5) 運営委員会(7) ☆酒匂川クリーンキャンペーン取	運営委員会(7) ☆酒匂川クリーンキャンペーン(1)	運営委員会(7) ☆酒匂川クリーンキャンペーン(1)	県高P連総会、会長研修会(7)	
7月	関東大会大宮(11, 12) ふれあい美化活動(14) 高P連研修大会藤沢(5)	☆ふれあい美化活動(14) 広報誌配付作業() 会報142号発行()	☆ふれあい美化活動(14)	☆ふれあい美化活動(14)	関東大会大宮(11, 12) 高P連研修大会藤沢(5) 交通安全大会要項配付	
8月	全国大会三重(21, 22) 運営委員会(30)	運営委員会(30)	運営委員会(30)	運営委員会(30)	全国大会三重(21, 22)	
9月	山高祭参加(5, 6)	☆山高祭参加(5, 6) [向原地区防災訓練取材(1)]	☆山高祭参加(5, 6)	☆山高祭参加(5, 6)	県西地区大会要項配付	
10月	運営委員会(4) 会計監査(29) 高P連県西地区大会(4)	運営委員会(4) ☆高P連県西地区大会(4)	運営委員会(4) 高P連県西地区大会(4) 交通安全大会報告書作成 PTA交通安全委員会()	運営委員会(4) 高P連県西地区大会(4)	高P連県西地区大会(4)	
11月	運営委員会(8) 指名委員会(8) 高P連県大会伊勢原(29)	運営委員会(8) 指名委員会(8) 高P連県大会伊勢原(29)	運営委員会(8) 指名委員会(8) 県西地区交通安全大会(13) 高P連県大会伊勢原(29)	運営委員会(8) 指名委員会(8) 高P連県大会伊勢原(29)	県西地区交通安全大会(13)	
12月	ライブ・イン・山北カレールーづくり協力(14?)	会報143号発行() 広報誌配付作業() ☆ライブ・イン・山北カレールーづくり取材(14?) ☆球技大会取材(18, 19)	☆ライブ・イン・山北カレールーづくり協力(14?)	☆ライブ・イン・山北カレールーづくり協力(14?)	高P連県大会伊勢原(29)	
1月	運営委員会(17) 指名委員会(17)	運営委員会(17) 指名委員会(17)	運営委員会(17) 指名委員会(17)	運営委員会(17) 指名委員会(17)		
2月	会計監査(18) マラソン大会豚汁作り協力(第1週) 学校徴収金運営協議会(21?)	☆マラソン大会取材(第1週) 広報誌配付作業() 会報144号発行()	☆マラソン大会見回り協力(第1週)	☆マラソン大会豚汁作り協力(第1週) 学校徴収金運営協議会(21?)		
3月	卒業式コサージュ付け(6) 卒業式列席(6) 運営委員会(7) 指名委員会(7) ☆合格者オリエンテーション(13?)	卒業式コサージュ付け(6) ★ 3学年 運営委員会(7) 指名委員会(7) ☆合格者オリエンテーション(13?) 3?) ☆体育祭(18) ☆球技大会取材(19)	卒業式コサージュ付け(6) ★ 3学年 運営委員会(7) 指名委員会(7) ☆合格者オリエンテーション(13?) 3?)	卒業式コサージュ付け(6) ★ 3学年 運営委員会(7) 指名委員会(7) ☆合格者オリエンテーション(13?) 3?)	第2回県西地区理事会()	
		☆13(13行事×2名=26名)	☆5 (5行事×3名=15名)	☆4 (4行事×3名=12名)		

令和7年度 PTA一般会計 予算書 (案)

1 収入の部

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
前年度繰越金	196,017	395,885	△ 199,868	
預 金 利 息	600	9	591	
入 会 金	540,000	588,000	△ 48,000	¥3,000×180人 (入学生数見込)
会 費	1,800,000	1,800,000	0	¥3,000×600 (教職員込見込)
収 入 合 計	2,536,617	2,783,894	△ 247,277	

2 支出の部

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
運 営 費	790,000	790,000	0	
内訳				
会議費	30,000	30,000	0	本部委員会会議経費
総務費	350,000	350,000	0	慶弔費、運営委員会、行事経費
高P連関係費	150,000	150,000	0	高P加盟分担金、大会参加費経費
関東・全国大会関係費	260,000	260,000	0	大会参加費、旅費等
活 動 費	980,000	1,255,000	△ 275,000	
内訳				
成人教育委員会費	50,000	160,000	△ 110,000	教育フォーラム
広報委員会費	710,000	850,000	△ 140,000	PTA広報誌印刷代等
ふれあい委員会費	140,000	180,000	△ 40,000	マラソン大会豚汁
学年委員会費	80,000	65,000	15,000	山高祭活動経費、コサージュ代
地区大会発表経費	0	0	0	
保 険 費	80,000	80,000	0	PTA活動保険
委 員 会 交 通 費	300,000	350,000	△ 50,000	
目指せ山高応援基金	40,000	40,000	0	臨時的措置
積 立 金	100,000	100,000	0	周年記念事業積立金
予 備 費	246,617	168,894	77,723	
支 出 合 計	2,536,617	2,783,894	△ 247,277	

令和7年度 予算書 (案)

周年記念事業PTA積立金 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 額 予 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
前年度繰越	307,227	207,070	100,157	利息
預金利息	100	0	100	
一般会計より	100,000	100,000	0	
収 入 合 計	407,327	307,070	100,257	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 額 予 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
周年記念事業費	0	0	0	周年記念事業費
支 出 合 計	0	0	0	

令和 7 年度 予算書

進路指導費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A) (A)	前年度 予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
前年度繰越 進路指導費 雑収入	10,247 649,200	7,608 669,600 2	2,639 △ 20,400 △ 2	月額100円×12月×541名 利息
収 入 合 計	659,447	677,210	△ 17,763	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
図書資料費	480,000	480,000	0	進路指導冊子, 進路資料
調査費	10,000	10,000	0	探究費・社会人講演会
事務・整備費	157,000	157,000	0	進路用事務物品
予備費	12,447	30,210	△ 17,763	
支 出 合 計	659,447	677,210	△ 17,763	

令和 7 年 度 予 算 書 (案)

図書費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
前年度繰越	108,971	158,217	△ 49,246	
受取利息	401	6	395	
会費	1,298,400	1,339,200	△ 40,800	¥200×12ヶ月×541名
収 入 合 計	1,407,772	1,497,423	△ 89,651	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
図書購入費	1,306,800	1,487,000	△ 180,200	*図書購入費内訳 (概算) 雑誌代¥300,000 書籍代¥1,006,800 *新聞代は県費より支出
事務用品費	100,000	10,000	90,000	
予備費	972	423	549	*図書館運営に緊急に必要な物品は事務用品費より支出
支 出 合 計	1,407,772	1,497,423	△ 89,651	

- 注) 1 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
 2 予備費は必要最小減の額を計上する。
 3 備考欄には、経費内訳を計上する。

令和 7 年 度 予 算 書

環境防災整備費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A) 円	前 年 度 額 予 算 額 (B) 円	増 減 (A-B) 円	備 考
前年度繰越金	345,883	328,802	17,081	
預金利息	909	17	892	
会費	1,936,800	2,008,800	△ 72,000	会費3,600円×538人 (1・2・3年)
収 入 合 計	2,283,592	2,337,619	△ 54,027	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 額 予 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
非常食備蓄費経費	750,000	600,000	150000	前年度実績より
防災関係用品費	100,000	250,000	△ 150000	前年度実績より
環境整備費	400,000	400,000	0	
防災訓練関係費	0	0	0	
扇風機清掃作業費	90,000	90,000	0	
教室整備費	550,000	550,000	0	ワックスがけを事務へ
予備費	393,592	447,619	△ 54027	
支 出 合 計	2,283,592	2,337,619	△ 54,027	

- (注) 1 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
 2 予備費は必要最小減の額を計上する。
 3 備考欄には、経費内訳を計上する。

令和7年度予算書(案)

教育振興費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
前年度繰越	934,969	934,969	0	
会費	3,246,000	3,304,800	▲ 58,800	500円×12月×541名
雑収入	1,531	10	1,521	利息
収 入 合 計	4,182,500	4,239,779	▲ 57,279	

2 支出の部

科 目	予 算 額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
総務費	87,000	60,000	27,000	分担金、情報発信等
学校運営補助費	740,000	740,000	0	物品購入等
教育活動費	250,000	260,000	▲ 10,000	行事関係費等
教科指導費	1,601,650	1,350,000	251,650	教科指導用教材等
学校整備補助費	386,177	400,000	▲ 13,823	グラウンド整備関係費
生徒活動援助費	300,000	300,000	0	生徒会会計へ振替
地域連携関係費	420,000	390,000	30,000	探究及び連携行事費 * 1
予備費	397,673	265,100	132,573	
支 出 合 計	4,182,500	3,765,100	417,400	

- (注) 1. 前年度繰越金は、前年度決算書の次年度繰越金の額を記載する。
 2. 予備費は必要最小限の額を計上する。
 3. 備考欄には経費内訳を計上する。

令和7年度 予算書

教育活動援助費 会計

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
前年度繰越	417,739	869,394	△ 451,655	
会費	1,936,800	1,646,800	290,000	3600×180(1年) 3600×358(2.3年)
雑収入	0	0	0	利息等
収入合計	2,354,539	2,516,194	△ 161,655	

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
遠征等派遣費	1,750,000	1,800,000	△ 50,000	
整備費	300,000	300,000	0	教育活動使用備品 等
生徒活動援助費	270,000	300,000	△ 30,000	校内合宿費用補助、ボランティア・部活応援交通費補助、探究関連活動 他
基金	0	80,000	△ 80,000	
予備費	34,539	36,204	△ 1,665	
支出合計	2,354,539	2,516,204	△ 161,665	遠征等派遣費の執行次第で、基金への積立の有無が決まる。

令和7年度 P T A本部役員、会計監査委員の候補について

山北高等学校P T A規約会則第1章第1条6項により、役員、会計監査委員に立候補されるを募りましたところ、立候補者はいらっしゃいませんでした。

そのため、令和7（2025）年度の役員および会計監査委員の候補について、指名委員会として次の方々を指名いたしましたのでお知らせします。

役職	氏名	学年
会 長	児玉 洋一	新2学年
副会長	佐藤 美希	新3学年
副会長	和田 恵美子	新3学年
書 記	酒井 則子	新2学年
書 記	井口 美奈	新1学年
書 記	渡邊 喜代実	新1学年
会 計	福田 真未	新3学年
会 計	小坂 楓	新2学年
会 計	藪田 雅子	新1学年
会 計	小澤 あずさ	新1学年
3学年会計監査委員	進 美早紀	新3学年
2学年会計監査委員	細田 麗麗	新2学年
1学年会計監査委員	中村 好美	新1学年

令和6年度PTA役員及び会計監査員
感謝状・記念品対象者について(敬称略)

	氏名	役職
1	竹久保 優子	会 長
2	井上 美季子	副会長
3	柴野 美幸	書 記
4	野越 玲	書 記
5	豊田 希	3学年会計監査委員
6	小野 祐美子	成人教育委員長
7	福島 加奈子	広報委員長
8	鈴木 友里	ふれあい委員長
9	小松 幸江	3学年委員長

令和7年度 4月時点で開催の可否・方法が確定している事業・行事等のお知らせ

*例年実施の事業・行事のうち4月時点で開催方法等が確定している事業・行事の一覧です。

月日	曜日	事業・行事	会 場	開催方法	備 考
6月7日	土	定期総会	逗子文化プラザ	会場開催	5月20日(火)に書類等のファイルを メール添付で各校へ発送予定 *今年度は冊子ではなくファイルで送付
7月5日	土	研修大会	藤沢市民会館	会場開催	参加費：無料 (予定)
11月29日	土	県大会	伊勢原市民文化 会館	会場開催	参加費：無料 (予定)
7月11・12日	金・土	関東大会	埼玉県	会場開催	大宮ソニックホール
8月21・22日	木・金	全国大会	三重県	会場開催とオンライン 併用	津市産業スポーツセンター

問合せ先

神奈川県立高等学校PTA連合会 事務局 今田、万行

TEL:045-641-0337 FAX:045-641-0338 メール:kana.koupren@kanagawa-koupren.org

神奈川県立山北高等学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、山北高等学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者等と教職員とが協力して家庭と社会における青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. 良い保護者等、良い教職員になるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって青少年の生活を善導する。
3. 青少年の生活環境を良くする。
4. 会員相互の親睦と連帯を深める。
5. その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりで、会員はそれぞれ平等の義務と権利を有する。

1. 山北高等学校に在籍する生徒の保護者等。
2. 山北高等学校の校長及び教職員。
3. この会の趣旨に賛同する者。

ただし、第3号に該当する者の入会は、特別会員として運営委員会が決定する。

第6条 この会の会員は、次の入会金および会費を納めるものとする。ただし、特別の事情があると運営委員会が認めた場合は、入会金・会費を免除することができる。

入会金 1家庭につき 3,000円。

会費 1家庭につき年額 3,000円。また、特別会員は年額 2,000円とする。

第7条 この会に功労のあった者は、名誉会員として運営委員会が推薦することができる。

第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1名 (保護者等 1名)

副会長 3名以上 (保護者等 2名以上、副校長)

書記 3名以上 (保護者等 2名以上、教職員 1名)

会計 2名以上 (保護者等 1名以上、教職員 1名)

役員は他の委員または会計監査委員を兼ねることができない。

第13条 役員は総会で信任される。ただし、立候補者がいる場合は、総会で選挙される。

第14条 役員の任期は、総会から総会までの1年とする。ただし再任を妨げない。又、役員の職にあることが連続して4年を越えてはならない。

第15条 会長は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会を召集する。
2. 他の役員及び校長の意見を聞いて常置委員会の正副委員長を委嘱する。
3. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の正副委員長を委嘱する。
4. 会長は役員及び会計監査委員候補者指名委員会及び会計監査委員の集会を除く全ての集会に出席して、意見を述べることができる。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第17条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録・通信その他書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第18条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 4月総会において、会計監査委員の監査を経て決算報告する。

3. この会の財産を管理する。
 4. 予算案を作成する。
- 第7章 会計監査委員
- 第19条 この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。
- 第20条 会計監査委員は総会で信任される。ただし、立候補者がいる場合は総会で選挙される。
- 第21条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。
- 第22条 会計監査委員の任期は、総会から総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第8章 個人情報監査委員
- 第23条 この会の個人情報を監査するために、1名の個人情報監査委員を置く。
- 第24条 個人情報監査委員は総会で信任される。ただし、立候補者がいる場合は総会で選挙される。
- 第25条 個人情報監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。
- 第26条 個人情報監査委員の任期は、総会から総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第9章 役員、会計監査委員及び個人情報監査委員候補者指名委員会
- 第27条 役員、会計監査委員及び個人情報監査委員の候補者を指名するときは、役員、会計監査委員及び個人情報監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を置く。
- 第28条 指名委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める。
- 第29条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときにその職を終わる。
- 第10章 選挙管理委員
- 第27条 選挙管理委員は、保護者等の中から3名を運営委員会において選出し構成する。
- 第28条 選挙管理委員は、運営委員を兼ねることはできない。
- 第29条 選挙管理委員は、指名委員会による被指名者以外の立候補者がいる場合、総会で一切の事務処理を行う。
- 第30条 選挙管理委員は、その任務を終了した時にその職を終わる。ただし、再任を妨げない。
- 第11章 総会
- 第31条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第32条 定期総会は5月に行うことを原則とする。ただし、運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時は臨時に総会を開催することができる。
- 第33条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任状は出席扱いとする。
- 第34条 総会の議決は、出席者の過半数で決する。
- 第12章 運営委員会
- 第35条 運営委員会は役員、常置委員会の委員長、副委員長及び臨時委員会のある場合にはその正副委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、役員、会計監査委員、指名委員会、常置委員会及び臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常置委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。
- 第36条 運営委員会は、会長が必要と認めた時または、構成委員の4分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第37条 運営委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 第38条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 第13章 常置委員会及び臨時委員会
- 第39条 この会の活動に必要な事項について、調査研究・立案するために常置委員会を置く。常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。
- 第40条 特別な事項について必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について、必要な事項は細則で定める。
- 第14章 個人情報保護取扱
- 第41条 この会における個人情報保護については、個人情報保護関係組織図に示すとおりPTA全体で取り組み、「神奈川県立山北高等学校PTAの個人情報保護への取り組みについて」で定めた個人情報保護方針に基づき、規定を別に定める。
- 第15章 細則
- 第42条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第16章 改正
- 第43条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、委任状は出席扱いとする。また、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前までに全会員に知らせなければならない。
- 附則 本規約は平成27年4月1日より施行する。
 本規約は平成30年5月11日に一部改正。
 本規約は令和4年5月6日に一部改正。

細 則

第1章 役員、会計監査委員の選出

- 第1条 役員、会計監査委員の選出及び就任は次のとおりとする。
1. 7名の委員からなる指名委員会を次の方法によって構成する。
 - イ. 保護者等の中から互選により、5名の指名委員を選出する。
 - ロ. 教職員の中から互選により、2名の指名委員を選出する。
 2. 指名委員は役員および会計監査委員の候補者になることができない。
 3. 指名委員会は互選により委員長、副委員長を置く。
 4. 指名委員会は、発足後直ちに会員に対して、次年度の役員・会計監査委員・運営委員・臨時委員の立候補の受付を、7日間を限定して公示しなければならない。
 5. 立候補しようとする者は、公示に添付された所定の用紙で指名委員会の限定した7日間の間に書記に届け出るものとする。
 6. 指名委員会は、立候補がない場合、次の第7項以下の業務を行う。
 7. 指名委員会は、各役員並びに会計監査委員別に、総会の少なくとも1ヶ月前までに候補者を指名する。
 8. 指名委員会は候補者の氏名及び住所を、総会の一週間前までに全会員に知らせる。
 9. 指名委員会によって指名される場合も、立候補の場合も、その氏名及び住所を発表する時は本人の同意を得なければならない。
- 第2条 会長に事故の生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第3条 会長以外の役員及び会計監査委員に事故の生じた時は、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 総 会

- 第4条 定期総会では次の事項に関して審議及び議決を行う。
1. 新役員の選出
 2. 活動報告と活動計画案
 3. 収支決算報告と収支予算案
 4. その他本会の運営に必要な事項

第3章 常置委員会・臨時委員会

- 第5条 常置委員会として、成人教育委員会、広報委員会、ふれあい委員会、学年委員会を置く。
- 第6条 臨時委員会は、その任務を終えると共に解散する。
- 第7条 各常置委員会及び臨時委員会の正副委員長及び委員は、役員が協議し会長が委嘱する。
- 第8条 各委員の任期は、原則として3年とする
各委員会の委員は各学年より原則として3名、職員より1名の計10名とする。ただし、広報委員会については、各学年より原則として4名、職員より1名の13名とする。また、学年委員会については、各学年より原則として4名、学年関係職員より各1名の15名とする。
- 第9条 成人教育委員会
1. 会員の自主的研修の機会として講演会、見学会等を実施する。
 2. 地域の青少年保護育成機関に協力する。
 3. 生徒の家庭生活、社会生活の善導に協力する。
- 第10条 広報委員会
1. PTA広報の発行、その他の広報活動をする。
- 第11条 ふれあい委員会
1. 校舎内外の環境整備や保健衛生に関する活動に協力する。
 2. 会員および生徒の福利厚生をはかる。
 3. 生徒の教育活動を育成援助し、かつ協力し合う。
- 第12条 学年委員会
- 各学年の特殊性に基づき、進路、特別教育活動、校外生活、学校行事等に関する事項について理解を深め協力する。
- 第13条 校長は学校管理上並びに教育上、運営委員会、各常置委員会又は臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 員

- 第14条 会員は教育振興費を納める。

第5章 慶弔規定

- 第15条 会員等の慶弔規定は別に定める。

第6章 個人情報保護

第16条 個人情報保護施行に関する細則は別に定める。

第7章 改正

第17条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。なお、改正案は少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかねばならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

附則 本細則は平成27年4月1日より施行する。

本細則は平成28年12月5日に一部改正。

本細則は平成30年3月10日に一部改正。

神奈川県立山北高等学校PTAの個人情報保護への取組みについて

個人情報は神奈川県立山北高等学校PTA（以下、「PTA」という。）が事業を継続する上で最も大切な資産の一つであることを認識し、個人情報の有用性に配慮して個人の権利利益を保護していくために、個人情報の適正な取扱いを行うことが、PTAの社会的責任であると考えております。

PTAは、「個人情報保護方針」を次のとおり定めるとともに、個人情報保護規定を策定し、個人情報の適正な取扱いができるようその管理を徹底してまいります。

個人情報保護方針

1. PTAは、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用および提供を行ない、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行いません。これを役員・委員に徹底すると共に、それが守られるような措置を講じます。
2. PTAは、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。
3. PTAは、お預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ、迅速に対応します。
4. PTAは、役員・委員が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施できるよう教育啓蒙を徹底します。
5. PTAは、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範を遵守します。
6. PTAは、上記の措置を講じるための個人情報保護規定を策定し、これを遵守すると共に、社会環境などに照らして見直しを行い、継続して改善に努めます。

制定日 平成30年5月11日
神奈川県立山北高等学校PTA

個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、
電話：0465-75-0829までお願いします。

P T A 慶 弔 規 定

(1) 保護者等対象

第1条 慶事の場合

1. 会員の慶事に関しては、役員または運営委員会で協議の上決定する。

第2条 弔慰の場合

1. 会員（配偶者を含む）死亡の場合は、10,000円と花輪一基等を贈る。
2. 生徒死亡の場合は、5,000円と花輪等一基を贈る。
3. その他弔慰が必要と認められた場合は、役員または運営委員会で協議の上決定する。

第3条 見舞の場合

1. 会員が火災その他不慮の災害等を被った場合の見舞金は、その程度により役員または運営委員会で協議の上決定する。

第4条 役員の功労に対する場合

1. 役員、会計監査および運営委員（各種委員会の正副委員長）として功績の顕著な者に対して、感謝状と記念品を贈る。但し在職（任）中に行わない。
2. 前項の場合、役員または運営委員会の承認を得るものとする。

(2) 教職員対象

第1条 慶事の場合

1. 会員が結婚する場合は10,000円を贈る。
2. その他特別の場合は、役員または運営委員会で協議の上決定する。

第2条 弔慰の場合

1. 会員死亡の場合は、10,000円と花輪一基等を贈る。
2. 会員の配偶者および親（実父又は同居）・子死亡の場合は、5,000円と花輪一基等を贈る。
3. その他弔慰が必要と認められる場合は、役員または運営委員会で協議の上決定する。

第3条 見舞の場合

1. 会員が火災その他不慮の災害等を被った場合の見舞金は、その程度により役員または運営委員会で協議の上決定する。

第4条 転退職の場合

1. 常勤の教職員には、在職1年以下の場合は3,000円、以降は1年ごとに1,000円を加算した餞別を贈る。
2. その他特に必要と認められる場合は、役員または運営委員会で協議の上決定する。

附則 本規定は平成27年4月1日より施行する。

山北高等学校 P T A 個人情報保護規定

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規定は、神奈川県立山北高等学校PTA（以下「PTA」という。）において、個人情報の適切な取扱いに必要な事項を定めることにより、PTAの適正かつ円滑な業務運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

①当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号（特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号）が含まれるもの

二 「要配慮情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものをいう。

三 「個人情報データベース等」とは特定の個人情報を、コンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び紙面で処理した個人情報を一定の規則に従い整理・分類し、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。

四 「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。

五 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであつて、6カ月以内に消去する予定のものを除いたもの。

六 個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

七 「役員・委員」とは、本会にあつて直接又は間接にPTAの業務に従事している者をいう。

八 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

九 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

十 「個人情報保護委員会規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。

第2節 個人情報の管理責任体制等

(個人情報保護責任者等)

第3条 PTAに、個人情報保護責任者1人を置く。

2 個人情報保護責任者には、副会長をもつてこれに充てるものとする。副会長不在の時は書記を充てる。

3 個人情報責任者には、各委員会における委員長がその任にあたる。

(個人情報保護責任者等の任務)

第4条 個人情報保護責任者は、PTAにおける個人情報の取得及び個人情報の保護管理に関する業務を統括整理するとともに、個人情報の適切な取扱いに必要な適切な措置を講じて、それを徹底する。

2 個人情報責任者である委員長は、当該委員会における個人情報の取得及び個人情報を適切に管理する任に当たり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努めなければならない。

(個人データの適切な管理のための連絡及び調整)

第5条 個人情報保護責任者は、個人データの管理に係る重要事項の審議、決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、運営委員会にて報告し、必要に応じて当該事項について適切な措置を講じるものとする。

第3節 教育研修及び役員・委員の責務

(教育研修)

第6条 個人情報保護責任者は、個人データの取扱いに従事する役員・委員に対し、個人データの取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 個人情報責任者である委員は、当該委員会における個人データの適切な管理のため、個人データの取扱いに従事する役員・委員に対して、個人情報保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(役員・委員の責務)

第7条 役員・委員は、法の趣旨に則り、関連する法令、政令及び規定等の定め並びに個人情報保護責任者及び個人情報責任者の指示に従い、個人データを取り扱わなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の保有・取得等

(個人情報の保有の制限等)

第8条 PTAは、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 PTAは、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 PTAは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法76条1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(利用目的の通知等)

第9条 PTAは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って加入申込書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(適正な取得)

第10条 PTAは、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第11条 PTAは、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データが過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。万が一、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、当該個人データを管理する個人情報保護責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

第2節 個人データの安全確保等

(安全確保)

第12条 個人情報責任者である委員は、本規定に定めるところにより、当該委員会における個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努めなければならない。

(外部持出し等の制限)

第13条 役員・委員は、業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、個人データが記録されている媒体の外部への送信、送付又は持出しについては、当該個人データを管理する個人情報保護責任者の指示に従い行なわなければならない。

(保有個人データの取扱状況の記録と廃棄)

第14条 個人情報保護責任者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、記録簿等を整備して、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録し、当該個人データが不要となった場合には、遅滞なく、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(業務の委託等)

第15条 業務を委託する機関としては法、法令により管理された社会的信用の有する公的機関のみとする。PTAは、個人データの取扱いに係る業務を以下の機関を除いて外部に委託できない。

一 神奈川県立山北高等学校

第3節 役員・委員の義務及び利用提供の制限等

(役員・委員の義務)

第16条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 個人情報の取扱いに従事する役員・委員又はこれらの職にあった者

(利用の制限)

第17条 役員・委員は、原則として、また法令に基づく場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(第三者提供の制限)

第18条 役員・委員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第19条 PTAは第三者から個人データの提供を受けない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第20条 前条により第三者から個人データの提供を受けないため記録の作成は行わない。

第4節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第21条 個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役員・委員は、速やかに当該個人データを管理する個人情報保護責任者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報保護責任者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、個人情報保護責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに個人情報保護責任者に当該事案について報告しなければならない。
- 4 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を会長に速やかに報告しなければならない。
- 5 個人情報保護責任者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報データベース等の保有に関する手順等

(個人情報データベース等の保有に関する手順等)

第22条 個人情報保護責任者である委員は、個人情報データベース等を保有しようとするときは、別に定める手順に準じて手続きするものとする。

(各委員会における個人情報管理簿の整備)

第23条 個人情報保護責任者は、個人情報データベース等の他、個人の権利利益を保護するために必要と認める個人情報について、保有、安全性確保の措置及び利用・提供等の主要事項を記録した個人情報管理簿を作成するものとする。なお、作成手続については別に定める手順に準じて手続きするものとする。

- 2 前項に規定する個人情報管理簿は、各委員会の一つの帳簿とし、個人情報保護責任者が記録の業務及びその管理を行うものとする。

第4章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

第24条 個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という）を運営委員会に置き、PTAにおける個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

(苦情処理)

第25条 個人情報保護責任者である委員及び個人情報保護責任者である書記は当該委員会及び本部における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(保有個人情報の開示)

第26条 PTAは、本人から当該本人が識別される保有個人情報について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

- 2 PTAは、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの開示請求処理手順)

第27条 前条に基づき本人又はその代理人(未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。)から当該本人が識別される保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

① 受付時の確認

- a 所定の様式の書面(請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの)による請求であること。
- b 予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
- c 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
- d なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、個人情報保護責任者が適宜判断する。

② 開示の可否の決定

個人情報保護責任者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

- a 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
- b 前号に相当するものが、保有個人データに該当するか否か。
- c 第26条第2項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

③ 不開示の場合の対応

- a 前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。

④ 請求者に対する通知時期

- a 開示請求に対する回答(不開示の場合の通知も含む)は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

(保有個人データの訂正等)

第28条 PTAは、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(保有個人データの訂正等処理手順)

第29条 前条に基づき、開示の結果、保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加又は削除(以下「訂正等」と総称する。)を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。

- ① 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
- ② 個人情報保護責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。
- ③ 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。

2 保有個人データの訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。

- ① 個人情報保護責任者は、保有個人データを取扱う担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
- ② 保有個人データを取り扱う担当者は、訂正等の作業を個人情報保護責任者の指示に従って行い、個人情報保護責任者が作業結果を確認する。
- ③ 個人情報保護責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、保有個人データを取り扱う担当者及び訂正等の内容を記録し、1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

第30条 PTAは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第17条の規定に違反して取得されているという理由、同法第18条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であつて、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(開示等を求める手続及び手数料)

第31条 PTAは、保有個人データに関して、法第32条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

- 2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。
- 3 法第33条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第5章 雑則

(規定の細目及び運用)

第32条 この規定の実施に必要な事項は、個人情報保護施行細則に定める。

(改正)

第33条 本規定の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第34条 本規定及び個人情報保護施行細則にない個人情報保護関連議案については、運営委員会の承認を受けて処理することができる。

附 則

この規定は、平成30年5月11日から施行する。

山北高等学校PTA個人情報保護施行細則

(目的)

第1条 この細則は、個人情報保護規定第32条に基づき神奈川県立山北高等学校PTA（以下「PTA」という。）の個人情報保護施行に関する手続きを定める。

(利用目的)

第2条 利用目的は以下とする。

- ① PTA 会員間の業務連絡に使用する。
- ② 指名委員が役員、委員選出のために使用する。
- ③ 会計処理委託のため神奈川県立山北高等学校に第三者提供する。

(個人情報苦情担当者等)

第3条 個人情報保護責任者の任命により個人情報苦情担当者1人を置く。

- 2 個人情報苦情担当者は個人情報保護責任者と苦情処理を行う。
- 3 個人情報苦情担当者は個人情報に関する苦情をすべて会長及び運営委員会に報告する。

(個人情報教育担当者等)

第4条 個人情報保護責任者の任命により個人情報教育担当者1人を置く。

- 2 個人情報教育担当者は年1回個人情報保護に関する教育を役員・委員に対して行う。
- 3 個人情報教育担当者は個人情報に関する個人情報保護教育実施記録を会長及び運営委員会に報告する。

(個人情報保護相談窓口)

第5条 個人情報保護責任者の任命により個人情報相談窓口担当者1人を置く。

- 2 個人情報相談窓口担当者は個人情報保護責任者に相談内容を報告し、協議のうえ回答する。

(個人情報保護監査担当者等)

第6条 個人情報監査担当者は規約19条の個人情報監査委員が担当する。

- 2 内部監査報告書を第10条の様式に記載のうえ会長及び運営委員会に報告する

(個人情報保護責任者等の任務)

第7条 個人情報保護責任者は取得した個人情報に関する情報を個人情報管理台帳に記載する。

- 2 個人情報保護責任者は開示請求、訂正請求、利用停止請求に関して第10条の様式を使用して受付対応する。
- 3 個人情報保護責任者は予防処置、是正処置を行い、第10条の様式に記載のうえ会長に報告する。
- 4 個人情報保護責任者は事故が発生した場合適切な処置を行い、第10条の様式に記載のうえ会長に報告する。
- 5 個人情報保護責任者は利用目的の変更を行う場合は運営委員会の承認を受けなければならない。そのうえで第10条の様式に則り各会員の承諾を得る。
- 6 取得した個人情報を加工した場合は個人情報管理台帳に記載する。
- 7 個人情報保護責任者は新任役員委員より第10条の様式の誓約書を取り付けなければならない。

(個人情報データベースの取扱)

第8条 PTA加入申込書は職員室内または事務室内の鍵の架かるキャビネットに保管する。

- 2 パソコンに保存している会員台帳は会員が会員の資格を喪失した時点で削除する。
- 3 PTA加入申込書は会員が会員の資格を喪失した時点で裁断する。
- 4 緊急連絡網及びサポーター制業務割当表は、業務終了後速やかに回収して裁断する。
- 5 役員及び委員の個人パソコンの学校内への持ち込みを禁止する。
- 6 パソコンにはウイルス対策ソフトを導入する。
- 7 パソコンのウイルス対策ソフト及びOSメーカーのパッチは定期的に適用する。
- 8 個人情報の学校外への持ち出しは禁止する。ただし、役員、委員長、副委員長は個人情報台帳を加工したリストのみを持ち出せる。
- 9 個人情報の学校外への持ち出しは紙もしくはE-mailにて行う。E-mailで送付する場合はファイルにパスワードを架け、ファイルとパスワードは別メールにて送信する。

(改正)

第9条 本細則の改正は、運営委員会において出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

第10条 個人情報保護に関する様式は以下の表による。

様式1	個人情報管理台帳
様式2	個人情報事故報告書
様式3-1	個人情報の開示等の依頼票
様式3-2	個人情報の開示請求に関するご通知
様式3-3	個人情報の訂正等のご通知
様式3-4	個人情報の利用または提供の停止のご通知
様式4	個人情報に関する苦情相談対応票
様式5	個人情報保護教育実施記録
様式6	個人情報保護に関する内部監査報告書
様式7	是正処置報告書
様式8	予防処置報告書
様式9	利用目的変更同意書
様式10	秘密保持及び個人情報の保護に関する誓約書

附 則

この細則は、平成30年5月11日から施行する。

神奈川県立山北高等学校学校徴収金運営協議会運営要綱

(趣 旨)

- 第1条 神奈川県立山北高等学校における教育活動に不可欠な学校徴収金の各会計について、適正な運営及び執行を図るため、神奈川県立山北高等学校徴収金運営協議会（以下「運営協議会」という）を設置する。

(協議事項)

- 第2条 運営協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 学校徴収金の徴収目的、徴収額及び徴収方法等に関すること。
 - (2) 学校徴収金会計の予算及び決算に関すること。
 - (3) その他

(組 織)

- 第3条 運営協議会は、次に掲げる委員で構成する。
- (1) 保護者 PTA会長・副会長及びPTA各学年委員会正副委員長
 - (2) 校長、副校長、教頭及び事務長
 - (3) 教職員 各学年1人及び生徒会担当
- 2 委員は校長が委嘱する。ただし、保護者等委員は、PTA会長が推薦した者とする。
- 3 委員の任期は、会計年度間とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする

(職 務)

- 第4条 運営協議会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、保護者等委員の中から選出する。
 - 3 副会長は校長とする。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
 - 5 副会長は、会長を補佐する。

(運営協議会の事務及び招集)

- 第5条 運営協議会に関する事務は校長が行い、会議は会長が招集する。

(協議会)

- 第6条 会議は、委員総数の3分の2以上及び保護者等委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 2 議事は、出席委員の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(監 査)

- 第7条 監査委員は3名以上とする。
- 2 監査委員は保護者等の中から選出する。
 - 3 監査は、決算時に行うほか、必要に応じて実施する。

(会計処理)

- 第8条 学校徴収金に関する会計事務処理については、県教育委員会が定める私費会計基準による。

(雑 則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運営協議会が定める。

附則

- この要綱は、平成 6年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。